

第6次越谷市障がい者計画

がいようばん (概要版)

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

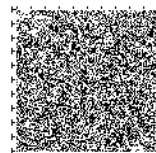
～障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会～

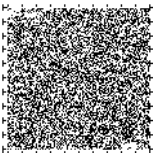
令和8年4月

越谷市

右のマークは音声コード「Uni-Voice (ユニボイス)」です。

- ・音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォンなどで読み取ると、音声コードに収められた情報を音声で聴くことができます。
- ・音声コードの付近には、位置を特定するための切り欠き（きりかき）があります。
- ・QRコードと音声コードは異なるものです。





1

計画策定の趣旨

越谷市では、「第5次越谷市障がい者計画(令和3年度～令和7年度)」(以下、「第5次計画」)に基づき、障がい福祉施策を推進してきました。

この第5次計画では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会を基本理念に、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指してきました。

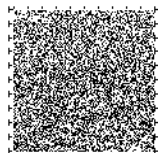
これまでの障がい福祉施策の成果を受け継ぎつつ、今後も予想される障がい者数の増加や高齢化に伴う障がいの重度化・重複化、いわゆる「親亡き後」等の多様化する課題や、法制度等の改正などに迅速・的確に対応し、障がいのある人もない人も地域で分け隔てられることなく、いきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として「第6次越谷市障がい者計画(令和8年度～令和12年度)」を策定します。

2

計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とし、最終年度に改定を予定します。なお、国において、大幅な制度改正があった場合は、計画期間内においても必要に応じて見直しを図ることとします。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
総合振興計画	第5次計画 基本構想(R3～R12年度)									
	第5次計画 前期基本計画(R3～R7年度)					第5次計画 後期基本計画(R8～R12年度)				
地域福祉計画	第3次計画					第4次計画				
障がい者計画	第5次計画					第6次計画				
障害福祉計画	第6期		第7期			第8期			第9期	
障がい児福祉計画	第2期		第3期			第4期			第5期	



3

計画の位置づけ

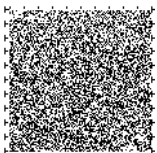
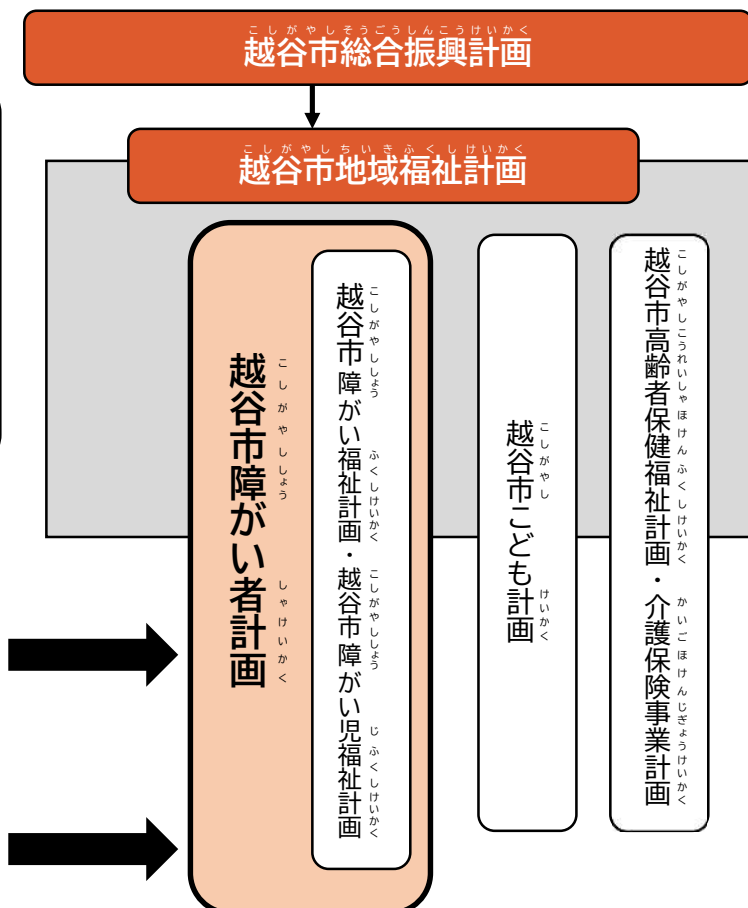
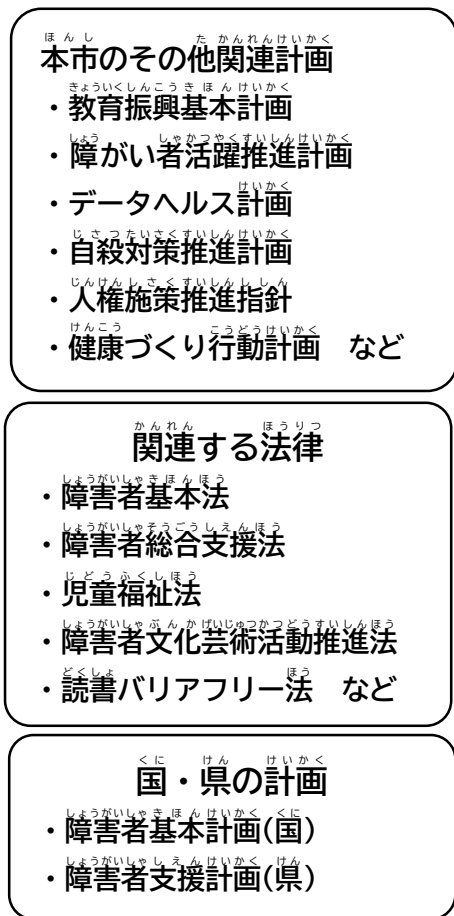
本計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、ともに地域で自分らしく、安心して暮らすためのものであることから、障がい者だけでなく、全ての市民を対象とした市民のための計画で、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえて策定しています。

また、本市の最上位計画である「越谷市総合振興計画」と、本市の福祉関連分野の上位計画である「越谷市地域福祉計画」を踏まえ、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門別計画です。

さらに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」と整合を図っています。

加えて、障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を包含した計画です。

■計画の位置づけ



4

計画の基本的な枠組み

1 基本理念

本市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」から令和3年3月に策定した「第5次越谷市障がい者計画」に至るまで、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念とし、施策を推進してきました。

「第6次越谷市障がい者計画」においてもこの基本理念を継承し、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指します。

なお、平成27年の国連サミットにて採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を理念としており、本計画の基本理念と共通しています。

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる
地域社会

2 基本目標

基本理念を実現するために、4つの基本目標を設定します。また、基本目標の達成に向け基本方針を設定し、この方針に基づき施策を展開していきます。

【基本目標1】相互理解・相互尊重を育む

障がいの有無にかかわらず、地域でともに生きる「共生社会」を実現するためには、障がいに対する理解を深めていくことが重要であり、正しい理解をもつことで、差別の解消や合理的配慮等に係る積極的な取組みにもつながることが期待できます。

そのため、家庭や地域、学校、企業などあらゆるところで、こどもから大人に至るまで、障がいへの正しい理解を深め、互いに尊重しあえるように、地域住民や障がい者支援関係機関、当事者団体等とのさまざまな連携の下、市職員の出張講座や地域のイベントなど多様な機会をとらえて、啓発活動の推進や地域での交流の促進を図ります。

そして、全ての市民が地域社会の一員として、ともに生きる社会の実現を目指します。



【基本目標2】一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる

障がい者一人ひとりの意思を尊重し、地域で自立した生活を送れるようにするためには、ライフステージの全ての段階で一貫性をもった支援に取り組むことが重要です。

そのため、障がいや疾病の予防と早期発見、治療、医学的リハビリテーション、医療的ケア児等への支援等を担う保健・医療と、障害福祉サービスや介護保険サービス等を担う福祉において、それぞれの充実を図るとともに、相互の連携強化を図ります。

また、日々の暮らしにおいては、地域での見守りや声かけ、日常生活の支援なども欠かせないため、公的サービスとあわせた地域での支援体制の充実を図ります。

そして、障がい者一人ひとりの「生活の質（QOL）」の向上を目指します。

【基本目標3】社会参加を促進する

障がい者が地域で自分らしく自立した生活をしていくためには、主体的に社会との関わりをもつことが重要です。

そのため、幼児期から将来を見据えた療育・教育の取組みを進め、障がいの状況に応じ、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、社会の一員として自立し、生活を営む力を育みます。

また、経済的な自立や社会的な役割の実現、そして働くことを通じたやりがいの実感などが得られるように、障がい者の就労支援や企業等の雇用促進を図ります。

さらに、多様な場に参加し、活躍できるよう、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実を図るとともに、文化芸術活動やスポーツ活動などの幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。

そして、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に活かせる社会を目指します。

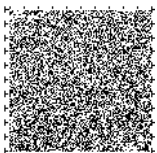
【基本目標4】誰もが安心して暮らせる生活環境を築く

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活環境の整備を進めることが重要です。

そのため、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、道路・交通環境の整備を進め、福祉サービス等の充実により、障がい者の外出を促進します。

さらに、地域ぐるみの協力体制の整備や福祉施設での避難者受入れ体制の強化など、災害に備えた取組みを推進します。

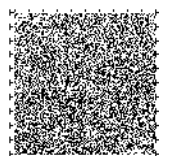
そして、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が安心して地域で暮らしていける社会を目指します。



基本理念

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

<p>基本目標 1 相互理解・相互 尊重を育む</p>	<p>基本方針 1 障がい者の権利擁護等の推進及び 障がいに対する正しい理解の促進</p>	<p>1 権利擁護の推進及び虐待の防止 2 成年後見制度の充実 3 障がいを理由とする差別の解消の推進 4 広報・啓発活動の推進 5 地域での交流と理解の促進</p>
<p>基本目標 2 一人ひとりの意思 に寄りそう暮らし の支援基盤を つくる</p>	<p>基本方針 2 保健・医療の充実</p>	<p>1 疾病の予防と早期発見・早期対応 2 地域療育システムの充実 3 地域での保健・医療体制の充実</p>
	<p>基本方針 3 地域生活を支える福祉サービス 及び支援体制の充実</p>	<p>1 地域生活支援体制の整備 2 生活を支える福祉サービスの充実 3 日中活動の場の確保 4 住まいの場の充実 5 地域での支援体制の充実</p>
<p>基本目標 3 社会参加を促進 する</p>	<p>基本方針 4 教育・育成の充実</p>	<p>1 就学前保育・教育の充実 2 相談の充実 3 学校教育の充実 4 課外活動の充実</p>
	<p>基本方針 5 雇用・就労の確保</p>	<p>1 総合的な就労支援の充実 2 多様な働き方の支援 3 受注機会の拡大</p>
	<p>基本方針 6 多様な社会参加の促進</p>	<p>1 情報アクセシビリティの向上 2 意思疎通支援の充実 3 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進 4 文化芸術活動の促進 5 交流機会の促進</p>
<p>基本目標 4 誰もが安心して 暮らせる生活環境 を築く</p>	<p>基本方針 7 生活環境の整備・充実</p>	<p>1 福祉のまちづくりの推進 2 道路・交通環境の整備 3 外出・移動の支援の充実 4 防犯・防災体制の整備</p>



基本方針 1

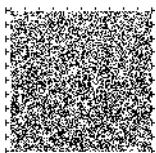
障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進

今後の方向性

障がい者の人権が十分に尊重される取組みや障がい福祉施策への市民参加につながるように啓発活/動及び地域交流事業などを推進し、障がい者も含めた市民、企業など全てのひと々がそれぞれ役割を分かち合い、ともに力をあわせて共生する社会の実現を目指します。

施策と主な取組み一覧

	施策名	主な取組み
1	権利擁護の推進及び虐待の防止	障害者虐待防止法等の周知
		障がい者虐待対応に係る協力体制の充実
		投票制度の広報・啓発の推進
		投票所のバリアフリー化の推進
2	成年後見制度の充実	成年後見制度の利用促進
		市民後見人の育成と活動支援の推進
		成年後見制度の利用支援
3	障がいを理由とする差別的解消の推進	障がい者の差別解消に係る啓発活動
		障がい者の差別解消に係る相談窓口の周知
		障害者差別解消支援地域協議会の充実
4	広報・啓発活動の推進	障がいに対する理解の促進
		障がい福祉に係る知識の普及
		「障害者週間」・「人権週間」の周知
		講演会・講座の開催
5	地域での交流と理解の促進	地域での交流の促進
		障がい者の公共施設の利用促進
		民生委員・児童委員との連携

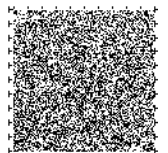


今後の方向性

疾病等の予防、早期発見・早期対応とあわせて、医療やリハビリテーションなど障がい者やその家族が必要な支援を受けながら、安心して暮らせるように、保健・医療・福祉が連携した在宅保健サービスや保健・医療体制の充実を図ります。また、障がい児及び発達に不安のあるこどもについても、一人ひとりの特性や心身の状態に応じたきめ細かな療育が行えるように、児童発達支援センターの地域支援の機能強化を図るなど地域の療育システムの向上に取り組みます。

施策と主な取組み一覧

	施策名	主な取組み
1	疾病の予防と早期発見・早期対応	健康づくり推進事業の充実
		母子健康づくり事業の充実
		乳幼児等健康診査事業の充実
		健康診査・がん検診等事業の充実
		予防接種の推進
2	地域療育システムの充実	発達相談の充実
		児童発達支援センターの充実
		早期療育教室の充実
3	地域での保健・医療体制の充実	重度心身障害児施設の充実
		保健・医療に関する情報提供の充実
		かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上
		訪問事業の充実
		精神保健に係る支援の充実
		自立支援医療の推進
		重度心身障害者医療費の充実
		指定難病に係る医療給付
小児慢性特定疾病に係る医療給付		
医療的ケア児(者)等への支援体制の充実		



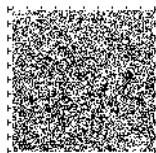
今後の方向性

障がい者がライフステージの全ての段階で自らが望む自立した地域生活を営めるよう、また、介護者の負担を軽減するため、日中活動の場や住まいの場を提供する障害福祉サービス等の充実に取り組むとともに、サービスの適切な利用を支える相談支援の充実を図るなど地域全体での支援体制の整備を推進します。

また、障害者地域自立支援協議会の専門部会で関係機関と連携を図りながら基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の機能の充実に努めます。

施策と主な取組み一覧

	施策名	主な取組み
1	地域生活支援体制の整備	相談窓口の充実
		相談員の専門性の向上
		障がい者の地域移行の支援
		基幹相談支援センターの充実
		地域生活支援拠点等の充実
		障がい等の特性に応じた相談支援の充実
		地域生活支援事業の充実
2	生活を支える福祉サービスの充実	訪問系サービスの充実
		ショートステイサービスの充実
		生活サポート事業の充実
		障がい児支援事業の充実
		家族介護支援事業の推進
		補装具や日常生活用具等に係る相談や給付の充実
		年金・手当等の周知
3	日中活動の場の確保	日中活動系サービスの充実
		障害者福祉センターこぼと館の充実
		地域活動支援センターの充実
4	住まいの場の充実	居住・施設系サービスの充実
		住宅改善に関する支援の充実
		市営住宅のバリアフリー化
5	地域での支援体制の充実	重層的支援体制整備事業の充実
		社会福祉協議会との連携
		ボランティア団体等への支援
		サービス提供事業者の育成
		障害者地域自立支援協議会の充実
地域包括支援ネットワークの促進		

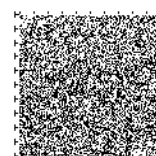


今後の方向性

障がいの有無に関わらず、早期から家族や友達、保育士、学校の先生、そして地域の人々等と関わりを持ち、さまざまな経験を積みながら、学び、生きる力を身に付けていけるように、インクルーシブ教育システムの整備に向けて、教職員の資質の向上も含めた保育・教育環境の充実を図ります。

施策と主な取組み一覧

	施策名	主な取組み
1	就学前保育・教育の充実	障がい児保育の充実
		交流保育の充実
		保育士等の資質の向上
		関係機関との連携強化
2	相談の充実	ともに育ち、ともに学ぶための相談の充実
		教育相談の充実
		就学相談の充実
3	学校教育の充実	ともに学ぶ教育の推進
		人権教育の推進
		福祉体験等の充実
		学校環境の整備と維持管理の充実
		通級による指導の充実
		特別支援学級の充実
		教職員研修の充実
		特別支援学校との連携
		特別支援学校や障がい者福祉施設との連携
		支援籍学習の推進
病弱・身体虚弱児教育の充実		
4	課外活動の充実	地域交流の促進
		関係機関との連携強化



今後の方向性

障がい者がその適性や能力を十分に発揮することができるように、ハローワークや企業などの関係機関と連携を図りながら、多様な就労の機会を確保するとともに、それぞれの障がいの状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

また、一般就労が困難な障がい者に対しては、多様な働く機会を提供する障害福祉サービス事業所等の工賃収入の向上を図るなど、ともに働く共生社会の実現を目指します。

施策と主な取組み一覧

	施策名	主な取組み
1	総合的な就労支援の充実	雇用の場における障がい者の人権の擁護
		障がい者雇用の啓発
		職業相談・情報提供の充実
		障害者就労支援センターの充実
2	多様な働き方の支援	障害者地域適応支援事業の充実
		障害福祉サービス事業所等の充実
		障害者就労訓練施設しらこぼとの充実
		市関連業務における就業機会の拡大
3	受注機会の拡大	障害者優先調達の推進
		自主製品等の販路拡大

越谷市障害者就労支援センター

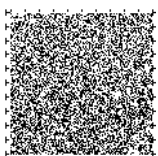
「就労支援センター」は、ただちに就労するか否かにかかわらず、本人が就労によって社会参加することを支え、多様な就労の場を確保し、職場への定着に向けた支援を行う、障がい者の就労を総合的に支援する窓口です。

障害者手帳の有無に関係なく、障がい者の就労全般に係る相談や、市役所内や企業等の実習を通し、職場体験を行う「地域適応支援事業」の実施、また、障がい者を雇用する民間企業やハローワーク等と随時連携を図り、当事者と就労先をつなぐサポートを行います。

<窓口>

越谷市障害者就労
支援センター

越谷市東越谷1-5-6 ビジネスサポートセンター1階
TEL 048-967-2422 FAX 048-967-2433

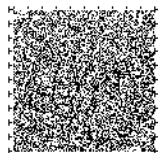


今後の方向性

障害者文化芸術活動推進法及び読書バリアフリー法等の趣旨を踏まえ、施設・設備の整備、指導者の養成、情報提供・相談体制の向上、成果を発表する場の充実など、多様な活動に参加できる環境を整えます。

施策と主な取組み一覧

	施策名	主な取組み
1	情報アクセシビリティの向上	広報媒体を通じた広報・啓発の充実
		インターネットの活用
		市民による情報支援活動の促進
		図書館サービスの充実
2	意思疎通支援の充実	利用しやすい書籍等の充実
		手話に関する施策の推進
		コミュニケーション支援事業の充実
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実
3	生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	失語症者向け意思疎通支援者養成事業の充実
		参加しやすい環境づくり
		スポーツ・レクリエーション教室及び講座等の開設
4	文化芸術活動の促進	生涯学習・スポーツ指導者の養成及び確保
		文化芸術活動に参加しやすい環境づくり
		国・県等の文化芸術活動を支援する事業の周知
5	交流機会の促進	余暇活動の支援
		障がい者団体等の活動支援
		障がい者間交流の促進
		ボランティアの育成

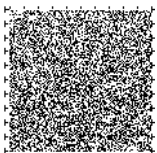


今後の方向性

障がい者が安心して生活できるように、住環境の整備や移動しやすい環境の整備、防災・防犯対策などハードとソフトの両面から、障がい者に配慮したまちづくりを総合的に進めます。

施策と主な取組み一覧

	施策名	主な取組み
1	福祉のまちづくりの推進	福祉のまちづくりに関する法律及び県条例の普及・啓発
		越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発
		建築物等のバリアフリー化の推進
		小中学校施設のバリアフリー化の整備
		公園等の整備
2	道路・交通環境の整備	歩道の整備
		視覚障がい者誘導用ブロックの敷設
		電線類の地中化の推進
		放置自転車等対策の推進
		公共サインの整備
		鉄道駅のバリアフリー化の促進
3	外出・移動の支援の充実	移動支援事業等の充実
		住まいるマップ（バリアフリーマップ）の充実
		福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付
		自動車運転免許取得費及び自動車改造費の助成
		福祉有償運送の促進
		身体障害者補助犬の利用促進
4	防犯・防災体制の整備	防犯・防火・防災意識の啓発
		緊急時通報システムの充実
		災害時支援バンダナの配布
		救急医療情報キット事業の推進
		自主防災組織の育成・強化
		福祉避難所の充実
		避難行動要支援者支援制度等の推進



1

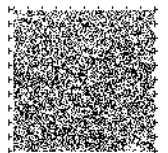
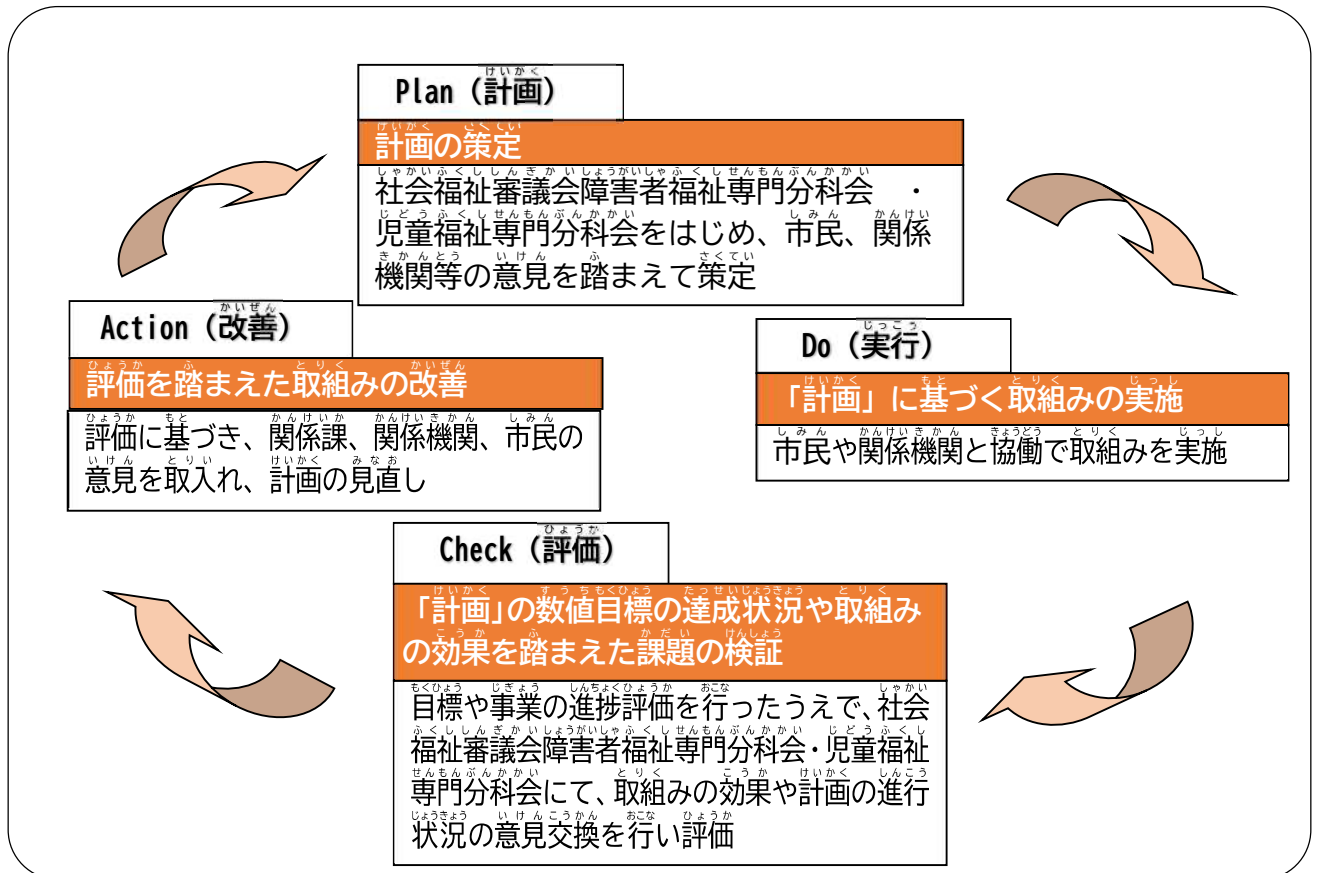
計画の推進体制

計画の実現を図るため、保健、医療、福祉、子育て支援、教育、雇用等の分野が連携した総合的な取り組みが不可欠です。行政の各分野はもとより、社会福祉協議会や市民、各種団体、サービス提供事業者などがそれぞれの役割を果たすとともに、障害者地域自立支援協議会等の場において相互に連携を図ります。

2

計画の進行管理

本計画は、「PDCAサイクル」の考え方にに基づき、各年度における地域生活への移行や一般就労への移行などの目標、サービスの見込量について、達成状況を点検・評価し、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会・児童福祉専門分科会に報告します。また、その結果に基づいて、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画達成に向け必要な対策を実施します。



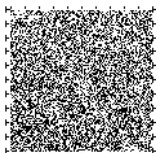
障がい者等基幹相談支援センター

障がい者等基幹相談支援センターは、年齢や障がいの種類、障害者手帳の有無を問わず、どなたでも障がいに関する相談をすることができます。障がいに関する様々な困りごとや悩みごとについて専門機関や地域の様々な方々と協力し、必要な情報を提供しながら、一緒に解決方法を考えていきます。その場ですぐに解決できないことも、継続的なご相談をお受けしています。

市内の東西南北4つの地区に設置していますので、お住まいの地区を担当する障がい者等基幹相談支援センターにご相談ください。

<窓口>

地区	名称・住所 電話・FAX番号	担当地区	
		住所地	
北部	基幹相談支援センター・北部 恩間181-1 (北部市民会館内) TEL 048-999-6015 FAX 048-976-6160	桜井 大袋	大里、下間久里、上間久里、大泊、 平方、平方南町、千間台東、恩間、 大竹、大道、三野宮、袋山、恩間新田、 大林、大房、千間台西
東部	基幹相談支援センター・東部 増林6042-1 TEL 048-999-6551 FAX 048-969-7001	新方 増林 大沢 越ヶ谷	弥十郎、大吉、向畑、北川崎、大杉、 大松、船渡、弥栄町、花田、増林、増 森、中島、東越谷、大沢、東大沢、 越ヶ谷、御殿町、柳町、越ヶ谷本町、 中町、弥生町、宮前、赤山町1~2丁目、 赤山本町
南部	基幹相談支援センター・南部 蒲生旭町8-3 TEL 048-945-6144 FAX 048-945-7449	蒲生 川柳 大相模	瓦曾根1~2丁目、南越谷1丁目、蒲生、 蒲生1~4丁目、登戸町、蒲生東町、 蒲生寿町、蒲生西町、蒲生旭町、 蒲生本町、蒲生愛宕町、蒲生南町、 南町、伊原、川柳町、西方、西方1~ 2丁目、相模町、大成町、東町、流通 団地、レイクタウン
西部	基幹相談支援センター・西部 七左町4-100-4 TEL 048-985-3386 FAX 048-985-6683	荻島 出羽 北越谷 南越谷	野島、小曾川、砂原、南荻島、西新井、 北後谷、長島、宮本町、神明町、谷 中町、七左町、大間野町、新川町、 新越谷、北越谷、東柳田町、元柳田町、 赤山町3~5丁目、瓦曾根3丁目、蒲生 茜町、南越谷2~5丁目



地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

越谷市では、基幹相談支援センターが拠点コーディネーターとなり、市内における複数の機関が分担して支援する仕組みとなっています。

地域生活での不安や悩みごと等がありましたら、まずは、基幹相談支援センターにお問合せください。

障害者地域自立支援協議会

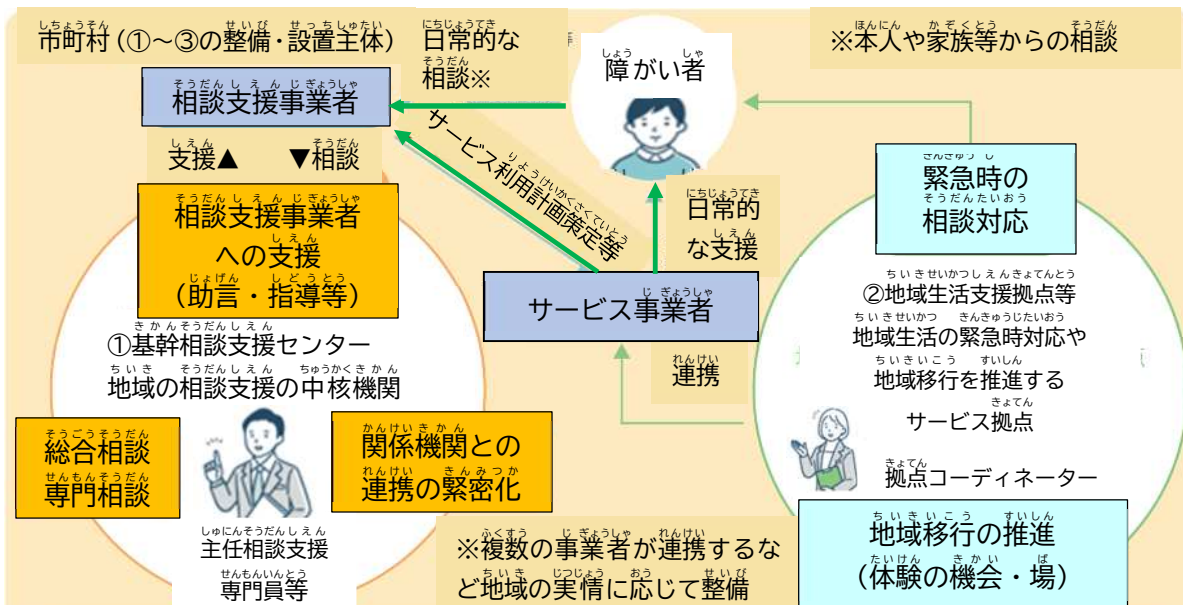
「障害者地域自立支援協議会」は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関する支援体制の構築に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、基幹相談支援センターと市が事務局となり運営する協議体で、障害福祉サービス事業者や保健医療福祉関係者、学識経験者等で構成しています。

障害福祉サービスや目的別に専門部会等を設置し、困難事例等への支援のあり方や、障がい者等への支援体制に関する課題の共有等について協議しています。

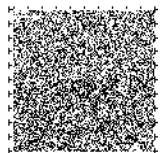
<窓口>

障害福祉課	越谷市役所第三庁舎1階 TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171
-------	---

■地域生活支援拠点等イメージ図



③自立支援協議会（個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場）



障害者虐待防止法

「障害者虐待防止法」は、虐待によって、障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合には、速やかに通報することが法律で義務付けられています。

<虐待とは>

虐待は、5つの種類があり、以下のような場合が該当します。

身体的虐待	殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める など
性的虐待	わいせつなことをしたり、させたりする など
心理的虐待	怒鳴る、悪口を言う、無視する など
放棄・放置	食事を与えない、医療を受けさせない など
経済的虐待	お金を渡さない、勝手に財産を使用する など

<窓口>

18歳以上	障害福祉課（越谷市役所第三庁舎1階） TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171
18歳未満	こども福祉課（越谷市役所第二庁舎2階） TEL 048-963-9172 FAX 048-963-3987
埼玉県虐待通報ダイヤル	#7171（フリーダイヤル 0120-80-7171） ※つながらない場合は TEL 048-762-7533

障害者差別解消法

「障害者差別解消法」は、障がい者への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もすべての人が分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し制定された法律で、障がい者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的な配慮を行うこと」が求められています。

<不当な差別的取扱い>

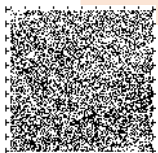
正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯を制限すること、障がいのない人に付けられない条件を付けたりすることです。

<合理的な配慮を行うこと>

障がい者から困っていることを取り除いてほしいなど何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、負担になりすぎない範囲で、問題を解決するための合理的な配慮が求められます。令和6年4月の改正法の施行により、これまで努力義務であった事業者等も合理的配慮を行うことが義務化されました。

<窓口>

18歳以上	障害福祉課（越谷市役所第三庁舎1階） TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171
18歳未満	こども福祉課（越谷市役所第二庁舎2階） TEL 048-963-9172 FAX 048-963-3987



＜相談窓口等一覧（越谷市）＞



●生活全般について（越谷市障がい者等基幹相談支援センター）

基幹相談支援センター・北部	恩間181-1(北部市民会館内) TEL 048-999-6015 FAX 048-976-6160
基幹相談支援センター・東部	増林6042-1 TEL 048-999-6551 FAX 048-969-7001
基幹相談支援センター・南部	蒲生旭町8-3 TEL 048-945-6144 FAX 048-945-7449
基幹相談支援センター・西部	七左町4-100-4 TEL 048-985-3386 FAX 048-985-6683

●生活・就労訓練（生製品の販売等）について

越谷市障害者就労訓練施設 しらこぼと	増林5830-4 TEL 048-965-6594 FAX 048-965-6597
-----------------------	---

●就労について

越谷市障害者就労支援センター	東越谷1-5-6 ビジネスサポートセンター1階 TEL 048-967-2422 FAX 048-967-2433
----------------	--

●成年後見制度について

成年後見センターこしがや	越ヶ谷4-1-1 越谷市中央市民会館1階 TEL 048-966-2281 FAX 048-965-3855
--------------	---

●機能訓練・創作活動等の各種講座・団体活動・ボランティアの支援について

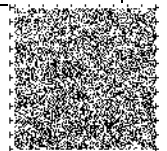
障害者福祉センターこぼと館	越ヶ谷4-1-1 越谷市中央市民会館1階 TEL 048-966-6633 FAX 048-966-4515
---------------	---

●手話通訳者・要約筆記者の派遣について

越谷市手話通訳者・ 要約筆記者派遣事務所	越ヶ谷4-1-1 越谷市中央市民会館1階 (障害者福祉センターこぼと館内) TEL・FAX 048-966-4593 E-mail syuwa@koshigaya-syakyo.com
-------------------------	--

●市役所

内容	担当課等	所在地・電話・FAX番号
・障害者手帳、障害福祉サービス等、日常生活、社会生活などについて ・障がい者虐待について ・障がい者差別について	障害福祉課 (18歳以上)	第三庁舎1階 TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171
	子ども福祉課 (18歳未満)	第二庁舎2階 TEL 048-963-9172 FAX 048-963-3987
就学前までの発達相談、療育教室等について	越谷市児童発達支援センター	越谷市増林5827-1 TEL 048-940-5951 FAX 048-964-3711
4歳～中学3年生までの教育相談、特別支援学級等について	教育センター	越谷市増林3-4-1 TEL 048-962-9300、962-8601 FAX 048-963-5026
こころの健康相談、ひきこもり支援等について	こころの健康支援室	第三庁舎1階 TEL 048-963-9214 FAX 048-963-9171
難病、小児慢性特定疾病について	感染症保健対策課	越谷市東越谷10-31 (越谷市保健所) TEL 048-973-7531 FAX 048-973-7534



第6次越谷市障がい者計画 (概要版)

令和8年4月

発行・編集 越谷市

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-967-5137

FAX：048-963-9171

URL：https://www.city.koshigaya.saitama.jp

